

	月日	地区	所管	項目	実行状況	対応内容	出典
13	R6.10.20	別所	環境政策課	<b>【相野地区の事業所操業における監視・指導について</b> <b>①農業用水の水質汚染について</b> ・検査の内容やその結果に対してどういった対応ができるか、県と市のみでなく住民の方とも一緒に考えていきたい。 ・県と市と地元で話し合う場を市が設定する。	○	・2か月毎に地元による水質検査を実施し、情報共有していただいております。雨水による希釈等により水質は改善に向かっています。環境面での排水の是非については、市民局環境課が、農業用水としての使用の是非については、市農地整備課・農業振興課、JAが助言を行ってきたところ、 ・令和6年11月6日に、県・市・地元で話し合う場を設けた。 ・令和7年3月に、県とともに地元の水質調査に立ち会い、4月に出た結果では、概ね水質は改善してきている状況である。	議事録 P2
14	R6.10.20	別所	環境政策課	<b>【相野地区の事業所操業における監視・指導について</b> <b>①農業用水の水質汚染について</b> ・いつ操業が再開されるか兵庫県に確認する。	○	・県による指導により、事業再開するにあたっては、相当費用を投じて施設改善を行う必要があるとのこと。 ・令和6年度中に事業者に対して、2度、事業再開についての意思確認と現場確認を行ったが、検討中とのことであった。 ・令和7年3月時点においても操業は再開されていない。排水の停止は継続されている。	議事録 P3
15	R6.10.20	別所	農業振興課 環境政策課	<b>【相野地区の事業所操業における監視・指導について</b> <b>②養鶏場からの臭いについて</b> ・地域住民と松田養鶏場の2者間で話し合いを開催する際は、市も同席し問題解決に向けて協力していく。	△	昨年8月に立入調査を実施した。 地域住民からの要望に応じ、会議の設定も含めて同席していく。	意見提言1-2 P4
16	R6.10.20	別所	農業振興課 環境政策課	<b>【相野地区の事業所操業における監視・指導について</b> <b>②養鶏場からの臭いについて</b> ・数値が基準内である場合もあり得ることを理解いただいたうえで、地元から要望があれば臭いの計測も市として考える。	△	地元には、以前から、行政が臭気測定を実施し、基準内であった場合、事業者に免罪符をあたえることとなり、以後の対応が難しくなることは伝えている。しかしながら、地元から要望があれば測定について慎重に検討する。	議事録 P4